

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構
原子力科学研究所核燃料物質使用施設等保安規定
と審査基準との整理表

第 10 編 バックエンド研究施設の管理

令和 3 年 8 月

原子力科学研究所核燃料物質使用施設等保安規定と審査基準との整理表（バックエンド研究施設）

審査基準（関係のある箇所を黄色で示す。）	変更後（変更箇所を下線部で示す。）	備考
<p>使用規則第2条の12第1項第1号～4号（省略）</p> <p>使用規則第2条の12第1項第5号</p> <p>使用施設等の操作</p> <ol style="list-style-type: none"> 核燃料物質の使用等に必要に従業員の確保について定められていること。 使用施設等の管理に係る組織内規程類を作成することが定められていること。 核燃料物質の臨界管理について定められていること。 従業員の引継時に実施すべき事項について定められていること。 核燃料物質等の使用前及び使用後に確認すべき取扱いに必要な事項について定められていること。 地震・火災等の発生時に講ずべき措置について定められていること。 	<p>【原科研使用施設等保安規定第10編（バックエンド研究施設の管理）】</p> <p>第2章 使用の管理</p> <p>第1節 使用上の制限 （使用施設の使用上の制限）</p> <p>第5条 BECKY技術課長は、別表第1-1から1-8に掲げるセル、グローブボックス等又は実験室ごとの核燃料物質の最大取扱量を超えて使用してはならない。</p> <p>2 BECKY技術課長は、東京電力ホールディングス(株)福島第一原子力発電所から受け入れた試料（土壌、瓦礫、植物及び汚染水）、原子炉建屋内及びタービン建屋内で採取した試料（金属材料、有機材料、瓦礫及び滞留水）及び汚染水の処理設備の試料（構造物、吸着材、処理水及び汚染水処理に伴う二次廃棄物）（以下「1F汚染物」という。）を使用する場合は、各使用場所内の1F汚染物の放射エネルギーと使用済燃料の放射エネルギーの合計が、別表第1-1から1-8に掲げる最大取扱量を超えて使用してはならない。</p> <p>3 BECKY技術課長は、別表第1-1から1-8に掲げるセル、グローブボックス等又は実験室ごとに核燃料物質の種類及び最大取扱量を表示しなければならない。</p> <p>4 BECKY技術課長は、核燃料物質を貯蔵した容器の閉じ込め境界を開封するときは、当該核燃料物質の使用の許可を受けた場所で行わなければならない。この場合、内容物が明確に把握できていない核燃料物質を貯蔵した容器の閉じ込め境界を開封するときは、セル又はグローブボックスで行わなければならない。</p> <p><u>5 BECKY技術課長は、使用に供していない核燃料物質のうち、標準試料（核燃料物質の濃度や同位体比を分析する際の基礎となるデータを与えるための試料）、試験用試料、分析用試料等（以下「標準試料等」という。）をセル、グローブボックス等において一定期間保管するときは、次の各号に掲げる事項について確認し、臨界ホット試験技術部長の承認を受けなければならない。この場合、保管を可能とする期間は第3条に定める年間使用計画において定める期間の範囲内とする。</u></p> <p><u>(1) 保管する期間</u></p> <p><u>(2) 保管対象（保管することに合理性を有する標準試料等の種類及び数量）</u></p> <p><u>(3) 保管要件（標準試料等の保管による安全性への影響が小さいこと）</u></p> <p><u>6 臨界ホット試験技術部長は、前項の承認をしようとするときは、核燃料取扱主任者の同意を得なければならない。</u></p> <p>第6条 ～ 第26条 （変更なし）</p> <p>別表第1-1 ～ 別表第1-7 （変更なし）</p>	<p>本申請の範囲外</p> <p>記載の適正化</p> <p>セル、グローブボックス等における核燃料物質の一定期間の保管に係る記載の追加</p>

原子力科学研究所核燃料物質使用施設等保安規定と審査基準との整理表（バックエンド研究施設）

審査基準（関係のある箇所を で示す。）	変更後（変更箇所を下線部で示す。）						備考	
<p>使用規則第2条の12第1項第6～18号（省略）</p>	別表第1～8 最大取扱量 実験室						<p>使用済燃料への最大取扱量の追加 備考への取扱時の性状の追加</p> <p>使用済燃料への最大取扱量の追加 備考への取扱時の性状の追加</p> <p>本申請の範囲外</p>	
	使用場所	Pu (g)	U (g)	²³³ U (g)	Th (g)	使用済燃料 (Bq)		備考
	実験室(IV) *	0.00016	2 (天然) 2 (劣化) 2 (5%未満)	—	—	3.7 × 10 ⁴		焼き付け、 封入
	実験室(VI) *	0.00016	1 (天然) 1 (5%未満)	—	—	<u>3.7 × 10⁵</u>		<u>焼き付け、</u> 封入
	実験室(VII)-1	18	100 (天然) 100 (5%未満) 100 (5%以上 20%未満) 150 (93%以上 93.5%以下)	100	100	—		すべて密封
	実験室(VII)-2	18	100 (天然) 100 (5%未満) 100 (5%以上 20%未満)	100	100	—		すべて密封
	分析室(II) *	0.00016	2 (天然) 2 (劣化) 2 (5%未満) 2 (5%以上 20%未満) 1 (20%以上 46%未満) 1 (46%以上 93.3%未満) 0.01 (93.3%以上 98%以下)	0.001	1	3.7 × 10 ⁴		焼き付け、 封入
	精密測定室	0.00016	5 (天然)	0.001	1	<u>3.7 × 10⁵</u>		<u>焼き付け、</u> 封入
	* グローブボックス及びフードの取扱量を除く。							
	別表第2 ～ 別図（その4）（変更なし）							